

## 平成 27 年度第1回 総合教育会議

日時 2015年6月10日(水)午後2時30分 場所 森谷産業旭ビル4階 第1会議室

### 議事

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 藤沢市総合教育会議の運営に関する要綱(案)について【非公開】
  - (2)藤沢市総合教育会議の傍聴に関する要領(案)について【非公開】 ~市長あいさつ~

議事録署名人について

- (3)総合教育会議の所掌事項について
- (4)教育に関する大綱の策定について
- (5) 今後の日程について
- (6) その他
- 3 閉会



藤沢市総合教育会議の運営に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月法律第162号。以下「法」という。)第1条の4の規定に基づき設置する「藤沢市総合教育会議(以下「会議」という。)」の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

- 第2条 法第1条の4第3項の規定による会議の招集は、会議開催の場所及び日時 を開会の日前7日までに市長が各委員に通知して行うこととする。ただし、緊急 を要する場合はこの限りでない。
- 2 委員は、前項の通知に指定された時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。

(欠席の届出)

第3条 委員は、会議に出席できないときは、開会時刻までに市長にその旨を届け 出なければならない。

第2章 会議

(座長)

- 第4条 会議に座長を置き、市長を座長とする。
- 2 座長は、会議を掌理する。

(会議の順序)

- 第5条 会議は概ね次の順序で行う。
  - (1) 開会
  - ② 議事録署名人の決定

- ③ 前回会議録の承認
- 4) 議事
- (5) その他
- (6) 閉会

(傍聴)

- 第6条 会議は、座長の許可を得て傍聴することができる。
- 2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は座長が別に定める。

(関係職員の出席)

第7条 座長又は委員は、それぞれ会議に関係職員を出席させ必要な説明を求め、 又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

- 第8条 会議に事務局を置く。
- 2 事務局は、企画政策部企画政策課の職員をもつて充てる。

第3章 議事録

(議事録の作成)

第9条 法第1条の4第7項に規定する議事録は、「藤沢市総合教育会議議事録(別 記様式))」とする。

(署名人)

- 第10条 議事録には、出席委員2名が署名しなければならない。
- 2 議事録に署名する委員は、座長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年6月 日から施行する。

藤沢市総合教育会議の傍聴に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、藤沢市総合教育会議(以下「会議」という。)の会議及び議事の円滑な運営及び進行を図るため、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の原則)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、すべてこの要領を守らなければならない。

(傍聴の手続)

- 第3条 傍聴をしようとする者は、所定の申請書に住所、氏名を記入し、傍聴券の 交付を受けなければならない。
- 2 傍聴人の定員は、30人とする。ただし、座長は、必要があると認めたときは、 これを増やすことができる。
- 3 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の40分前から30分前までとする。
- 4 傍聴をしようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。
- 5 傍聴をしようとする者が定員に達していない場合は,第3項の規定に関わらず, 申込みの順で受付ができるものとする。

(傍聴の区分)

第4条 報道関係者の傍聴については、別に報道関係者席を設けることができる。

(入場)

第5条 傍聴人が傍聴席に入場するときは、傍聴券を事務局職員に掲示し、その指示に従い席に着かなければならない。

(傍聴することができない者)

- 第6条 次の各号に掲げる者は、会議を傍聴することができない。
  - (1) 危険物を持っている者
  - (2) 酒気を帯びている者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、座長が会議の運営上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

- 第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 飲食し、又は喫煙しないこと。
  - (2) 議事に対し、批評を加え、又は可否を表明しないこと。
  - (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
  - (4) 写真, ビデオ等を撮影し, 又は録音しないこと。ただし, 会場内において撮影, 録画, 録音その他これらに類する行為をしようとするときは, 事前に座長の許可を得なければならない。
  - (5) 前4号に掲げる事項のほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

(退場命令)

第8条 座長は、前条の規定に違反した者に対し退場を命ずることができる。

(退場)

第9条 傍聴人は、座長から退場を命じられたとき又は座長が藤沢市情報公開条例 (平成13年6月25日条例第3号)第6条各号に規定する個人に関する情報等に 該当すると認めるときは会議を非公開とし、傍聴人は速やかに退場しなければな らない。

(委任)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成27年6月 日から施行する。

### 藤沢市総合教育会議の所掌事項(協議題)案について

### 1 会議の目的

教育に関する予算編成,条例提案等の権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り,本市の教育の課題やあるべき姿を共有し,次代を担うすべての子どもたちを市全体で見守り,育む取組みを協議することを目的とします。

### 2 協議題(想定)

協議題は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第1項に定めのあることのほか、会議での意見、課題事項等に応じて柔軟に進めたいと考えていますが、当面は次に掲げる事項を想定しています。

- (1) 教育に関する大綱の策定について
- ② 施設整備,人的加配等による教育環境の整備について
- ③ 予算に対する要望について

#### 【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(総合教育会議)

- 第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項 についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を 行うため、総合教育会議を設けるものとする。
  - (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育,学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
  - ② 児童,生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ,又はまさに被害が生ずる おそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - (1) 地方公共団体の長
  - 2) 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教

育会議の招集を求めることができる。

- 5 総合教育会議は,第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは, 関係者又は学識経験を有する者から,当該協議すべき事項に関して意見を聴く ことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、 当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

### 教育に関する大綱の策定について(案)

### 1 基本的な考え方

藤沢市教育振興基本計画が策定され、平成27年度からスタートしていることから、同計画の考え方を踏襲しつつ、次代を担うすべての子どもたちのために、子どもたちの地域への愛着を育む取組みを進めるため、より分かりやすい理念、メッセージとして、市民、地域と行政がそれぞれの役割を果たし、市民の皆さんの声を十分に聴きながら、新たに大綱を策定することとします。

#### 2 大綱の内容

- (1) 大綱は、国の第2次教育振興基本計画と藤沢市教育振興基本計画を踏まえ、 市長、教育委員会が共有すべき子ども・子育て支援の環境づくりを中心とし た理念や目標を示すものとします。
- (2) 大綱は、子育て団体、教育団体をはじめ、子どもを取り巻く地域団体等がその考え方を共有できるよう、分かりやすいキャッチフレーズ等を示すものとします。

### 【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(大綱の策定等)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理 し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

# 今後の開催日程(案)について

総合教育会議の開催日程等については、次のとおり予定しています。

日程,議題等については,大綱の策定状況や共通課題に応じて変更をさせていた だくことがありますので,あらかじめご承知おきください。

口	日程	議題等
1	6月10日(水)	第1回 総合教育会議
	$14:30\sim 16:30$	(1) 藤沢市総合教育会議の運営に関する要綱およ
		び藤沢市総合教育会議の傍聴に関する要領の
		制定について
		(2) 議事録署名人の決定について
		(3)総合教育会議の所掌事項について
		(4) 教育に関する大綱の策定について
		(5) 今後の日程について
		(6) その他
2	7月 8日 (水)	第2回 総合教育会議
	14:00~16:00	(1) 議事録署名人の決定について
		(2) 教育に関する大綱(素案)の策定について
		(3) 予算に対する要望について
		(4) その他
3	9月 2日 (水)	第3回 総合教育会議
	$14:00\sim 16:00$	(1) 議事録署名人の決定について
		(2) 教育に関する大綱(中間報告案)の検討
		(3) その他
		議会報告・パブリックコメント

4	10月 7日 (水)	第4回 総合教育会議
	$14:00\sim16:00$	(1) 議事録署名人の決定について
		(2) 議会の意見等を踏まえた教育に関する大綱
		(最終案) について
		(3) 教育委員会からの平成28年度予算要望
		(4) その他
5	11月 4日(水)	(予備日)
	18:00~20:00	(1) 教育に関する大綱(最終案)の検討
		(2) その他
6	12月 2日(水)	(予備日)
	14:00~16:00	(1) 教育に関する大綱(最終案)の検討
		(2) その他
7	3月	
		議会報告
		HEAD AN TIA IN
8	3月23日(水)	
	$14:00\sim16:00$	大綱の決定